

露光量違いにより重複撮影

相次ぐ戦勝に酔つて、たゞ南方にのみ眼を奪はれてはならぬ。我々は今や一大飛躍の時である。大國民らしく堂々と、島國根性を一擲し、豁達な氣宇と雄渾な構想を以て、大東亞建設の偉業に總進軍しようてはないか。

週報

第二七八號
二月四日

南方經濟處理について

企畫院：二

南方開發金庫の誕生

大藏省：三

戦争保險臨時措置法について

大藏省：九

勞務調整令の實施・厚生省：二

昭和十七年度豫算の概要

大藏省：三

大東亞戦争日誌

元

週報昭和十六年下半期總目次

三三三

週日誌

二月十三日金

▼東條首相 鈴木企畫院總裁 議會に於て大東亞經濟建設の大綱を闡明

▼陸海軍部隊、ビスマルク諸島に敵前上陸を敢行

二月十四日土

▼第二十八回陸軍部第二十三回支那事變生存者勳功行賞の御沙汰あらせらる

▼臨時軍事費追加豫算百八十億圓を閣議で決定

▼シベリア經由で歐洲(ルコフ、ルガリア、スイス、スペイン、ポルトガル)

へ郵便物再開の旨、逓信省告示

▼對俄軸國經濟斷交案を汎米外相會議經濟委員會で可決

二月二十五日日

▼米政府、ハワイ海戦の損害を發表、戦死海軍側四千五百名

▼臨時軍事費追加豫算案成立

陸軍側二十名

▼泰國、米英に宣戰を布告、ピルマ領へ進撃を開始

二月二十六日水

▼歌御會始の御儀を宮中に於て執り行はせらる

▼在フィリピン最高指揮官、軍政下の比島行政府各局長官等を任命の行政長官に大ニラ市長ツルガス氏

二月二十七日木

▼帝國關係艦二隻、マレー東岸沖に於て英艦遠艦二隻と交戦

サネツト號を撃沈、パンパイア1號を運走せしむ

▼大日本婦人會發起人會を開催、役員を決定(會長に山内綱子氏)

二月二十八日金

▼造船統制會創立

二月二十九日土

▼臨時軍事費追加豫算案成立

相次ぐ戦勝に酔つて、たゞ南方にのみ眼を奪はれてはならぬ。我々は今や一大飛躍の時である。大國民らしく堂々と、島國根性を一擲し、豁達な氣宇と雄渾な構想を以て、大東亞建設の偉業に總進軍しようではないか。

週報

第二七八號
二月四日

南方經濟處理について

企畫院：二

南方開發金庫の誕生

大藏省：五

戦争保險臨時措置法について

大藏省：九

勞務調整令の實施：厚生省：二

昭和十七年度豫算の概要

大藏省：三

大東亞戦争日誌……………元

昭和昭和十六年下半期總目次……………三三

週日誌

一月三十一日(金)

▽東條首相、鈴木企畫院總裁、議會に於て大東亞經濟建設の大綱を闡明

▽陸海軍部隊、ビスマルク諸島に敵前上陸を敢行

一月二十四日(金)

▽第二十八回(陸軍第二十三回支那事變生存者論功行賞の御沙汰あらせらる

▽臨時軍事費追加豫算百八十億圓を閣議で決定

▽シベリア經由で歐洲(トルコ、ルガノ、スイス、スイン、ポルトガル)

へ郵便物再開の旨、逓信省告示

示

▽對俄國經濟斷交案を汎米外相會議經濟委員会で可決

一月二十五日(土)

▽米政府、ハワイ海戦の損害を發表、戦死海軍側四千五百名

▽造船統制會創立

一月二十九日(火)

▽臨時軍事費追加豫算案成立

陸軍側一千名

▽泰國、米英に宣戦を布告、ピルマ領へ進撃を開始

一月二十六日(水)

▽樞密院の御儀を宮中に於て執り行はせらる

▽在フィリピン最高指揮官、軍政下の比島行政府官長官等を任命(行政長官に大ニラ市長ワルガス氏)

一月二十七日(木)

▽帝國驅逐艦二隻、マレー東岸沖に於て英驅逐艦二隻と交戦、サネフト號を撃沈、パンバイア1號を逃走せしむ

▽大日本婦人會發起人會を開催、役員を決定(會長に山内親子氏)

一月二十八日(金)

南方經濟處理について

企 畫 院

今や皇軍は東は米大陸西岸より、西はシンガポール、ビルマに亘る廣汎なる地域において眞に輝かしい戦果を擧げてゐる。南方經濟の處理は、この皇軍の輝々たる戦果を裏付けて、そのために絶對不可缺の要請であつて、政府でも極めて眞剣に考究してゐることはいふまでもない。

政府の抱懐する南方經濟處理方針の大要は、今次議會において特に一月二十三日の衆議院豫算委員會における東條首相及び鈴木大藏院總裁の答辭によつて、その全貌が發表されたが、こゝでは右發表に從つて南方經濟の處理方針を説明しよう。

戦争の現段階における對南方經濟對策の方針は、東條首相が述べられたやうに、重要資源の需要を充足して當面の戦争遂行に遺憾なからしめると共に、併せて大東亞自給自足體制を確立することを主眼とするものであつて、その對象とする南方地域は頗る廣汎に亘るが、これを先方の敵性である主

權を排除して、差當り陸海軍の占領地行政を行ふべき地域と、泰國や佛印のやうに、わが方に對する誠意ある協力を期待し、その自發的協力を俟つ地域とに分ち、それらに對する方針が決定されてゐる。

三

- 一 陸海軍占領地域における當面の施策の根本方針としては
第一、資源獲得、特に戰爭遂行に關する重要な資源の確保
 - 第二、南方資源の敵性國家に對する流出阻止
 - 第三、作戰軍の現地自活確保
 - 第四、在米企業の我が方に對する協力誘導
- の四點を主眼とするが、大東亞共榮圏における經濟處理の問題は、その前提として日滿支が根幹となり、これに南方地域を併せた計畫が立てられねばならないことは勿論である。次に南方開發の個々の問題について簡単に述べよう。

一 南方資源開發の順位、開發物資の用途

南方資源については急速に開發を要するものと、わが方でない者でも、わが方に協力の誠意を示した在米の企業者については、その活用の途が講ぜられることはいふまでもない。

三 通貨、金融

通貨については、當初は現地通貨表示の軍票を使用し、現地通貨と等價に流通させ、情勢に應じて逐次現地通貨と軍票との機能調整し、その統一に進む方針である。従つて、當分の間は本邦と現地との間に特殊の場合を除き原則として資金の移動を認めないことにし、資源開發等に要する資金は、現地で南方開發基金庫から圓滑に融通することになつてゐる。

四 物資交易

物資の交易は主として物資動員計畫に基づき、豫じめ計畫的に豫定された品目と數量について行はれるが、これは戦争といふ特殊な状態の下で實施されるのでその機構上、特殊の考慮が拂はれてゐる。即ち交易の實施に當つては、現地よりの對日供給は差當り政府の會計で買取輸入をし、またわが國からの對現地供給は、同様に買取輸出をすることになるのである。もとより交易の實際の運營については、業務遂行の圓滑と簡易を旨とし、民間商社の活動に俟つところのあることは當然で、また政府は

の需要に應じて漸進的に開發すべきものがある。また過剰生産のため開發を抑制すべきものもある。これ等資源の開發の順位は、戦局の推移に應じて資源需要の緩急度と輸送の状況等を考へて、その大綱を中央で決定することとし、既に各種資源取得の基準と將來の資源取得目標についても一應これを決定し、各地域における差當り目標の開發施策の目標を明らかにしてゐる。そして、各地域で取得し又は開發した重要物資は、すべて物資動員計畫に組入れ、一元的にその用途を規制して國家的に最高度の効率を發揮せしむるのである。

二 開發の形態

石油、鑛産、農林産等の開發については、差當り新たな綜合會社、共同企業等の形態を避け、經驗能力ある企業者の熱意と創意とを十分に發揮させて、能率的生産をさせることを原則とし、その企業者が眞に國家の代行機關的使命に徹底し、衷心より國家的に活動することを期待してゐる。重要な開發企業の擔當者の決定に當つては政府が適當と認める民間統制團體の意見を十分に参酌した上、關係官廳間の慎重な審議を経て決定することとし、適任者の選定に遺憾なきを期することになつてゐる。なほ、その際現地で多年辛苦經營せる邦人企業者や邦人

右輸出入をなすに際し、本邦統制機關や現地の輸出入組合等とも緊密な聯繫を保持することになつてゐる。なほ現地における物資の買貨と配給については、わが方に協力の誠意を示した現地商人や華僑等の組織や信用も極力活用する方針である。

五、輸送

南方物資の輸送については、需要の緩急に應じて輸送の順序、數量が定められ、陸海軍の統制の下に船腹の最も有効な活用が計られることになつてゐる。

六、對米英經濟壓迫の實施

南方地域にはゴム、錫、マンニラ麻、その他幾多の特産資源があるが、わが方としてはこれ等資源の敵性國家に對する流出を極力防止し、米英に對して資源による經濟壓迫を實施せねばならない。

南方特産資源の世界總生産額中における生産割合は、極めて高度のものであるから、これによる米英の打撃は蓋し甚大なるものといはざるを得ない。

七、渡航者の統制

南方の陸海軍占領地域に對する渡航については、帝國を核心とする日滿支經濟建設の急務なること等に鑑み、この際一般入については差當り差止めることになつてゐる。

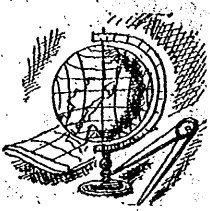
が、これは現状ではもとより當然のことといはねばならない。政府では情勢の展開に應じ、嚴選の上再渡航者及び必要と認める者から逐次その進出を計る方針である。

八、結 論

要するに現段階では武力戦に勝つといふことが大眼目で、すべてがこの點に出發し、これを目指すべきである。

四

さて南方經濟處理方針の概要は、上述のところで大體明らかであるが、何といつても當面の緊急事は、輝かしい皇軍の戰果に衷心から感謝し、しかも徒らにこれに陶醉することなく、國民の一人々々が長期戦の覺悟に徹底し、眞に國家の總力を擧げてまず、戰果を高揚し、いま、戰争遂行力を増大することにある。この大戦争を遂行し最後の勝利者たる光榮を擔ふまでには、われ、國民は更に幾多の困難を克服しなければならぬ。その過程において國民が忍苦して果すべき責務は、内に外に——日本に滿支に、そして南洋に——極めて多々ある。國民は何れの分野において働くを問はず、正に灼熱の殉國的精神を以て滅私奉公の誠を盡すべきであるが、南方における經濟建設に従事する者も、亦よくこの精神を體し、飽くまでも國家的立場に徹底して行動すべきことを忘れてはならない。



南方開發金庫の誕生

大藏省理財局

南方金融の中樞機關

御稜威の下、皇軍の戰果は陸に、海に、空に、燦として輝き、米英の東亞における據點は相續いで潰滅して、今や世界の寶庫といはれる南方諸地域は我が掌中に歸しつつある。南方諸地域はフィリピン、英領マレー、英領ボルネオ、蘭印等を含み、そこには、鑛産資源として錫、石油、銅、ボーキサイト、鐵、マンガン、クロム、タンダステン、石炭等を、農産資源としてゴム、マンニラ麻、ココナラ、規那皮、キニーネ、砂糖等を多量に産することは周知の事實であるが、従來、米英人はこの地域の住民を驅使虐待して、専ら自分の利益のために搾取を續けて來たのであつた。

然るに今や皇軍の輝かしい戰果によつて、世界の寶庫と

いふべきこれら南方諸地域の住民は、米英の桎梏から解放され、欣然として皇國の指導下に入り來つて大東亞新秩序の建設に衷心から共鳴し、その完遂に協力邁進しようとしてゐる。

而して、この新秩序建設のための南方經濟の處理方針は、重要資源の需要を充足して當面の戰争完遂に遺憾なくらしめることが主眼點で、この方針に基づいていろいろの計畫が樹立され、既に實行されてゐる。

例へば、フィリピンの銅山の開發を如何にするか、英領マレーのゴムの取得目標を何處に置くか、蘭印の石油の取得基準をどう極めるべきか、といふやうな計畫について、政府は軍と緊密な聯絡の下に慎重に協議決定してゐる。そしてその計畫を實現するに必要な資金の調達についても、政府と軍が協力して今次大東亞戰争への寄與といふ大目的

に照し、真に適切な方式を検討し、萬全の施策を期し、その運営の中樞機關として南方開發金庫の設立を適當と認め、今議會に南方開發金庫法案を提出し、その協賛を仰いでゐるのであるが、本年三月中には時局の脚光を浴びて誕生することであらう。

金庫の業務

次に南方開發金庫の概要について説明することにしよう。まづ南方諸地域に從來如何なる通貨が流通してゐたかをみると、フィリピンには「ペソ」、英領マレーと英領ボルネオには「海峽幣」、蘭印には「ギルダ」が流通してゐたが、これ等の通貨の日本の間に對する相場は昨年十二月八日の開戦の直前において、一ペソが約二圓十二錢、一海峽幣が約二圓一錢、一ギルダが約二圓二十八錢であつたが、大東亞戦争開始と共にわが方としては、作戦の進展に伴ひこれら諸地域で軍票を使用してゐる。この軍票は、例へばフィリピンで使用するのは「ペソ」表示、マレーで使用するのは海峽幣表示としてゐるが、これ等の軍票は皇軍の赫々たる戦果を反映し、住民の歡迎裡に極め大圓滑に流通してゐる。他面、これ等の諸地域は現に作戦進行中の關係もあり、現地の金融その他の經濟情勢も諸般の影響を受け不安

定を免れないといふ關係等もあつて、この際本邦とこれ等地域との間に、急いで確定的な一般爲替比率を定めることは困難でもあり不適當であると考へたので、特殊の場合を除き原則として南方諸地域と本邦との間の資金の交流を統制することが適當であると認められた。しかも、南方重要資源の開發は一日もゆるがせに出来ないもので、右に説明したやうな特殊の状況の下において金融上の施策にも格別の工夫が必要とされたのである。

そこで、例へば銅山を開發したりゴムを買付たりするに必要な資金、換言すれば南方地域における資源の開發及び利用を効率的に且つ重點的に促進するために必要な資金は、南方開發金庫から現地で供給する建前を採ることになつた。即ち、最高方針に従つて開發を行ふに必要な資金、それは新しい開發もあり、敵に破壊された設備の復舊もあるが、その一切の開發資金並びに物資の買付資金は、必要に応じてこの南方開發金庫といふ國策的金融機關から現地に於いて貸出されることになつたのである。貸出を受ける相手方は、フィリピン、英領マレー等の現地において開發を買付を擔當すべく指定された者で、その指定については東京で適當な民間統制團體の意見を十分に參照して慎重に決定されることになるのである。

金庫で貸出す通貨

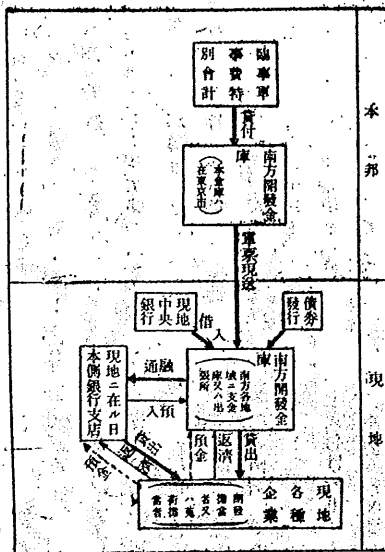
しからは、南方開發金庫の貸出は如何なる通貨を以て行はれるのかと言へば、差當り軍票である。元來、軍票は軍費支拂の便に供するため發行するものであるが、現地の經濟開發は一日もゆるがせに出ず、また現地通貨の利用は差當り大なるを期し得ない關係上、政府は臨時軍事費特別會計から南方開發金庫への貸付を行つて、この金庫へ軍票を供給する途を拓くことにしたのである。

この貸付によつて、金庫が持つべき軍票資金の額は、今次聖戦の大規模なことから想像しても相當巨額に上ることが想像に難くない。

なほ特に一言したいことは、相當巨額の軍票資金を供給して開發が促進されたならば、現在わが國で行つてゐる各種物資の消費規制が著るしく緩和され又は廢止されるだらうとの臆測をする者があるが、差當り開發し取得する物資の大部分は當面の我が戦力を増強する方面に向けられる見込であるから、消費規制等に關する輕率な樂觀説は深く戒めなければならぬ。

而して、南方諸地域の通貨金融政策の具現については、前述のやうに、重要資源の需要を充足して當面の戦争遂行

に寄與し、併せて大東亞共榮圏の自給自足體制を確立して經濟力の強化充實を圖るといふ最高方針に即り、各地の作戦進行並びに經濟把握の段階に應じて、その地その時の宜しきに適ふやう融通性ある機構が望ましいので、南方開發金庫は法文上においてはあらゆる場合に對處して、弾力性ある運営が出来るやうに、業務の範圍の如きも廣く規定してゐるが、實際の運用に當つては、正金銀行、臺灣銀行等の現地支店の業務と調整し、相提携してゆくことになるのである。即ち、この金庫の貸出はその性質上原則として長期固定的なものが多く、普通の銀行の貸出では適當でないものが多い



(参考) 差當りの業務に關する及ばるる資金供給機構

本法は保險會社に戦争保險を引受けさせ、保險會社が戦争保險の收支に損失を生じたときは政府が補償し、利益を生じたときは政府に納付させるものである。以下、戦争保險とはどういふ保險か、また申込手續はどうしたらよいか、その概略を説明しよう。

戦争保險の内容

一 戦争行為のために生じた損害を補償する保險
戦争保險は敵機、高射砲の破片の落下、戦中の航空機の墜落その他の戦争行為によつて生じた火災とか損壊とかの損害を補償する保險である。戦争行為によつて生じたものであれば、火災の延焼も、消防又は避難に必要な處分による損壊も、保險事故に含まれる。前にも述べたやうに、火災保險は空襲によつて起つた火災に對しては保險金を支払はないもの

であるから、現在火災保險を付けておても、これとは別に、更に戦争保險を付けなければ、萬一空襲があつた場合には損害を填補して貰へないから、この點については十分に注意をしなければならぬ。

二 戦争保險を付けることの出来るもの(前二條)

戦争保險を付けることの出来るものは内地に在る物でなければならぬ。内地に在る物であつて火災保險の付いてゐる物は、戦争保險を付けることが出来る。
内地に在る物で火災保險の付いておない場合は、次に掲げる物に限り戦争保險を付けることが出来る。
(一)建物とその附屬設備(ロ)一定の場所にある家財、商品その他の動産
(ニ)運送品 (三)汽車、電車、自動車その他の車輛と地上に在る航空機 (四)船舶、起重機、浚渫船その他これ等に準

するもの (一)その他大蔵大臣の指定するもの(指定したものは官報に掲載する)
三 戦争保險を付けることのできない物(前二條)
二に述べた物であつても、次ぎの物は戦争保險を付けることが出来ない。
(イ)通貨、有價證券、切手、印紙、貴金屬、寶石、畫畫、骨董品、美術品、稿本、設計書、圖案、模型、證書、帳簿その他これ等に準ずるもの (ロ)損害保險國營再保險法の再保險の對象となる船舶 (ニ)動植物 (三)その他大蔵大臣の指定するもの(指定したものは官報に掲載する)
二月二十一日官報第...
四 被保險利益の制限(前二條)
保險事故が発生しなかつたならば得られたと思はれる利潤とか家賃とかといふやうなものは、保險に付けることが出来ない。従つて保險の目的物の時價のみが「保險價額」となる。
五 申込金額は保險價額の九割以下

七 保險料

例へば、時價一萬圓の建物を保險に付ける場合は、九千圓までしか付けれないものである。たとへ一萬圓申込んだ後も後の千圓は無効になる。同じ物について數個の契約をする場合は、申込金額の合計額が保險價額の九割以下でなければならぬ。

六 保險會社の支払ふ保險金は、損害の額に申込金額の保險價額に對する割合を掛けた額である。

例へば、一萬圓の保險價額のもので申込金額が九千圓であれば、損害額が五千圓とすれば、その十分の九、即ち四千五百圓を支拂ふ。

八 保險會社が責任をもち

期間(前二條)

保險契約が成立しても、保險期間が始まらなければ保險會社は損害の責任を負わない。
保險期間は六ヶ月で、契約の成立した日の翌日の午後四時に始まり、末日の午後四時に終る。従つて契約を申込んでも保險會社はすぐに責任を持つものではないから、餘りに危険が切迫してから申込むことは避けた方が安全である。何かの理由で始期を遅らせたいといふ希望のあるときは、契約成立の日から十日目までの間で、任意に保險期間の初日を定めることができる。
この場合は初日の午後四時から責任が始まるのである。運送品を保險に付ける場合の保險期間については施行規則第九條に定められてゐる。なほ一部損害の場合には、保險金額から支拂つた保險金を引いた残額が残存保險期間の保險金額となる。但しその残額が保

保險契約の申込

一 契約の申込は大蔵大臣が指定した火災保險會社にすること
内地で火災保險の元受業務を行ふ四十社が指定され、その名稱は昭和十七年一月二十一日の官報に掲載されてゐる。
申込先は本店でも支店でも出張所でもよい。
代理店に申込む場合は、戦争保險の事務を取扱ふ代理店に申込まなければならぬ。戦争保險の事務を取扱ふ代理店は、その旨を書いた書面を保險會社から貰つて營業所に掲げてゐる。
二 契約の申込をする時、その物に火災保險その他の保險契約があれば同じ保險會社に申込むこと

同一の目的物を数社に分けて契約してある場合は、戦争保険も同じく数社に分けて契約しなければならない。

三 保険契約申込書二通を作成し、記名捺印の上、保険料を添へて保険会社に差出すこと

申込書は必ず二通作らなければならない。二通は一字一句同じことが書いてなければならない。

申込書には次ぎの事項を書く

- (一) 保険の目的物 家財、住宅、工場等のやうに書く。
- (二) 保険の目的物の所在場所 何市何區何町何番地のやうに書く。
- (三) 保険の目的物である建物又は保険の目的物が動産である場合は、それがはいつてある建物の構造、用方とその内て築んである職業、建物の構造としては木造二階建、建坪いくらといふやうに、用方としては住居、工場といふやうに書けばよい。職業は住宅の場合には書かなくてよい。

(四) 保険価額の見積 保険の目的物の時価を書く。

(五) 保険金額 申込金額を書く。

(六) 保険期間

(七) 保険料

(八) 被保険者の氏名と住所 被保険者とは保険金支拂請求権を有する者のことで、保険契約者と同じことあれば異なることもある。

運送品を保険に付ける場合と汽車、電車、自動車その他の車輛、地上に在る航空機、船舶等を保険に付ける場合の申込書の記載事項は、施行規則第二十二條と第二十二條に定められてる。

四 保険價額の見積に必要な證據書

- (一) 契約の申込をするときに、その物票を添へなければならぬ場合
- (二) 契約の申込をするときに、その物について同じ保険会社に火災保険、運送保険等の保険を付けてゐない場合
- (三) また保険を付けてゐても、戦争保険の申込金額が火災保険、運送保険等の

の契約金額の九割を超える場合、右の二つの場合には、保険價額の見積、即ち保険の目的物の時価を定めるに必要な證據書類を添へなければならない。

五 保険会社が申込書二通と保険料を添へたならば、申込書の一通に保険会社の印章を捺して保険契約者に返す

保険会社が印章を捺して返した書面を戦争保険證書と呼ぶ。戦争保険證書は契約の成立したことの證據である。

六 保険契約成立の時期

戦争保険は普通の保険と違つて、申込みだけで契約が成立する保険である。契約成立の時期は、保険契約申込書が保険会社に着き、保険会社が保険料を受取つた時である。

七 損害防止の義務 被保険者の義務

(一) 損害防止の義務 被保険者は自分の費用負擔で損害の防止に努めなければならない。損害防止を怠つた場合は

は、保険金の全部又は一部を支拂つて貰へないことがある。

(一) 申込書に書いてある事項が變つたときは、遅滞なく保険会社に通知しなければならない。

(二) 被保険者の變更通知義務 被保険者が變更した場合にも、遅滞なく保険者に通知しなければならない。

(三) 保険事故發生の通知義務 保険契約者又は被保険者は、保険事故が發生したことを知つたならば、遅滞なく保険会社に通知しなければならない。この通知は必ずしも書面でなくともよい。電話でも、口頭でもよい。

保険金支拂請求の手續

一 戦争損害見積書の提出

被保険者は、戦争損害發生の通知をした日から三十日以内に、戦争損害見積書に證據書類と戦争保険證書を添へ、保険会社に差出さなければならない。

二 即時支拂請求書の提出

被保険者は即時支拂の場合に該當するときは、その理由を書いて、保険金支拂請求書を保険会社に差出して支拂を受ける。

保険金の支拂

一 保険金の支拂は、原則として大蔵大臣の定める時期まで延期される

保険金は次ぎの二つの場合に限り、すぐに支拂はれる。

- (一) 保険の目的物が住家又は家財であるときは、その各々について二千圓以下の保険金をすぐに支拂ふ。例へば損害補額が三千圓の場合には、二千圓はすぐに支拂ひ、千圓は延期される。また損害補額が千圓の場合には、千圓の全部がすぐに支拂はれる。住宅は店舗とか、工場とか住居以外の用途を兼ねてゐる場合でもよい。また家財は同じ家の中にある家財以外の商品その他の

動産を含む。

(二) 損害を復讐することが國家全般から見て特に必要である場合に、保険会社は大蔵大臣の認可を受けてすぐに保険金を支拂ふ。

保険会社は、保険金の支拂を延期した時は戦争損害證書を被保険者に渡す。戦争損害證書は、將來保険金の支拂を受ける場合の證據となるものである。

二 保険金の支拂を一年以上延ばしたときは、延期した保険金に年二分四厘の利息を附ける

利息は一年毎に複利計算をして、最後に保険金を支拂ふ時に保険金と一緒に支拂ふ。

三 保険金を支拂はない場合

- (一) 防空法等に違反して、保険の目的物について損害の豫防又は防止を怠つたときは、保険金の全部又は一部を支拂つて貰へないことがある。
- (二) 一回の保険事故のため生じた損害が、三十圓以下の場合には、保険金を支拂

はない。

四 保険金の處分に関する指示

第四條第十條

大蔵大臣は必要があると認めるときは、保険金の支拂を受ける者に對して、保険金の使途について指示することが出来る。これは支拂ふ保険金が一万圓を超える場合に限るのである。大蔵大臣の指示とは、例へば、軍需工場に對して保険金を支拂ふ場合に、その保険金を軍需工場の復舊のために使ふといふやうなものである。

本法施行の日より三十

日間に認められる特

例 (社団法人四十五條)

たとひ保險事故が發生した後であつても、本法施行の日、即ち本年一月二十六日から三十日以内の間に、保險會社に申込書に保險料を添へて差出せば、事故發生の時に超つて契約が成

立したものと看做され損害は補填される。これは、法律施行早々、或ひは法律施行前に生ずるかも知れない事故についても、保護を與へようといふ趣旨である。

この場合の申込金額は、前に説明した原則と違つて次ぎの額を限度とする。

- (一) 家屋敷に登録された家屋については、貸賃價格に市に在る家屋は大町は十、その他は二千の數を掛けた額
- 但しこの額よりも火災保

險の契約金額の七割の方が高かつたならば、契約金額の七割を限度とする。

なほ家屋の賃賃價格が分らない人は、二千錢の料金を拂つて財務省で賸本を貰ふことが出来る。

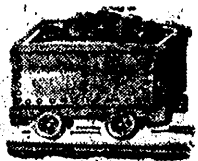
- (二) 家財の場合には世帯毎に世帯に屬してある成年者一人について三百圓、未成年者一人について百圓

寫眞週報

シンガポール特報

二月四日號 定價 十錢

- ☆マレー半島を南へ、暹羅破竹の進軍
- ☆かくやあらんシンガポール夜間大空襲 (續)
- ☆陥落迫るシンガポールとはこんな所だ (寫眞と記事)
- ☆シンガポール明細地圖
- ☆新戦場 暹羅、ビルマ、ヒルマに進入 (寫眞と記事)
- ☆新戦場 暹羅、ビルマ (寫眞と記事)
- ☆若き日、國に捧げて我衣冠
- ☆陸軍女子挺身隊 (寫眞)
- その他



勞務調整令の實施

厚生省

一億國民が永久に記念すべき昭和十六年十二月八日に公布された勞務調整令は、さる一月十日から實施されてゐる。

支那事變勃發以來、政府では軍需その他緊要部面の勞務を確保するため、國家總動員法を次ぎ／＼に發動して、學校卒業生使用制限令、國民職業能力申告令、國民徵用令、青少年雇入れ制限令、從業者移動防止令等の勅令を制定實施して、勞務動員の完全に進進して來たが、内外の勞務の緊迫に伴ひ、勞務統制をさらに一層強化する必要がある。昨秋以來、國民勞務手帳法の實施、國民職業能力申告令及び國民徵用令の補充的改正、國民勤勞報國協力令を制定したのであるが、更に勞務者の移動とか雇入れ等を全般的に統制するため、從業者移動防止令と青少年雇入れ制限令を廢止して、新たに勞務調整令を制定したのである。

勞務調整令の眼目は、國家に緊要な事業に必要な勞務を確保するため、從業者の雇入れ、使用、解雇、就職及び退職を制限し、戦時下の人的資源を最も有効適切に動員できるように統制するにある。以下、本令の内容を概説しよう。

一、從業者の解雇と退職の制限

一、制限の方法

從業者が無闇に移動することは、生産能率を非常に阻害するものであるから、戦時下では特に移動を防止しなければならぬ。従來の從業者移動防止令と國民勞務手帳法も、この目的のために制定されたのであるが、これらの法規では、未だ解雇とか退職等を直接に制限することは出来なかつたので、本令では工場、事業場等の從業者の解雇と

か退職を直接的に制限し、所轄の國民職業指導所長の認可を受けなければ、解雇も退職も出来ないことに定めた。解雇や退職以外の事由による雇傭関係の終了、例へば雇傭期間の満了の場合も同様である。

しかし、この解雇や退職の制限は、厚生大臣が指定する工場、事業場の従業者についてのみならず、厚生大臣の指定は、特定の工場、事業場を指定する場合(この場合には指定された工場、事業場に使用される全従業者が制限を受ける)と、特定の工場、事業場における一定の職種の従業者を指定する場合(この場合には一定の指定された職種の従業者のみが制限を受ける)がある。

この指定は厚生大臣から事業主に通知して行ふことになつてゐる。従つて指定を受けた事業主は、その旨を關係従業者に周知させなければならない。解雇とか退職の認可申請は、事業主または従業者からそれ(直接に所轄の國民職業指導所長に申請するのであるが、國または道府縣に使用される従業者が申請する場合だけは、その官衙または道府縣を經由しなければならない)。

解雇や退職の認可は、國民職業指導所長が事業主側の事情と従業者の身體的、家庭的事情を十分に審査判断した上で行ふのであるが、眞にやむを得ない事情の場合に限り認可を受けることができる。

可することはいふまでもない。

二、右の制限の例外

陸海軍に徴集若しくは召集され又は志願して陸海軍の現役に服した場合は、陸海軍學生徒に採用された場合、國家總動員法第四條の規定に基づいて徴用された場合、日備または三十日以内の臨時傭の従業者の場合、法令により解雇または退職を要する場合、國、道、府、市町村及びこれに準ずべきものが従業者を解雇する場合、事業を廢止する場合(令第三條、第三條、第四條、第五條)。

二、従業者の雇入と就職の制限

本令で定めた第二の點は、従業者の雇入と就職の制限である。戦時下緊要な事業では、多數の勞務者を増加しなければならぬが、限りのある人的資源で充足するには、比較的不要不急事業の勞務者を出来るだけ節約しなければならぬ。

さきに青少年雇入制限令を制定して、平和産業の勞務節減を圖つたが、この程度の制限では、今後の事態に處するには十分でないで、本令では更に強化し、人的資源を技能者、國民學校修了者及びその他の一般青壯年に區別して、雇入と就職を制限することにした。

なほ、本令で雇入と就職といふのは、民法の雇傭関係をいふものであつて、官吏とか公吏の任命などは含まない。

また雇入と就職は、その使用の場所と密接不可離の關係があるから、事業主が雇入する従業者について工場、事業場その他の使用の場所間に所屬の移動を行ふ場合には、後述の使用場所新たに雇入、就職するものと看做され、雇入と就職の制限を受けるのである(令第一條第三項、第四項、第五項)。

技能者の雇入と就職の制限

技術技能または學識経験を有する者、即ち技能者は生産の根幹(中核)をなすものであり、また一朝一夕では得られない貴重な人的資源であるから、次ぎのやうに制限した。

一、技能者の範圍は、主として工、礦關係の技術者、經驗工、學校卒業者、養成工及び檢定試験合格者等で、概ね國民職業能力申告令のいはゆる技能登録に該當する者と同様である。しかし男子では年齢の範圍が少し廣くなつてゐり、女子も技能者に加へられ、また三月以上一年未満の経験者も加へられた點、および外國語の知識を有する者が除外されてゐる點等が相違してゐる。

二、制限の方法 技能者とその技能者を雇入れようとする

者が連署で所轄の國民職業指導所長に申請し、雇入と就職の認可を受けるか又は國民職業指導所に求人、求職の申込をして紹介を受けようか何れかの方法によらなければ、雇入や就職は出来ないことにした。

三、右の制限の例外 六十歳以上の男子技能者または四十歳以上の女子技能者の場合、退職、召集解除または徵用解除の日から三月以内に原職に復職する場合、學校卒業後使用制限令の適用を受ける卒業者の場合、傷痍軍人で相當重傷のもの、身體の障礙のため作業能力が著しく劣つてゐるものと認定された者、日備技能者と認定された者、船員となる場合、國および道府縣に就職する場合等(令第四條、第五條、第六條、第七條、第八條)。

國民學校修了者の雇入と就職の制限

國民學校修了者は、勞務者の給源として勞務動員上極めて重要な地位を占めてをり、また職業的に無垢な者であるから、その職業指導には特に留意しなければならない。そこで本令では國民學校修了者の雇入と就職は、原則として國民職業指導所の紹介によるべきものと定めたのである。

一、國民學校修了者の範圍 本令で國民學校修了者とは、昭和十七年一月十日以後に國民學校初等科(これに準すべきものを含む)又は國民學校高等科(これに準すべきものを含む)

を修了し又は中途退學した後二年を経過しない者をさふのであるが、技能者として取扱はれる者はこれに含まない。國民學校を修了または中途退學して職業戦線に立つ者は、學校を出た直後に就職する者が大部分であるが、相當期間を経た後に就職する者もあり、また一旦就職した後他に轉職する者もあるので、學校を出てから二年間は國民學校修了者として取扱ひ、職業指導の完備を期したのである。

二、制限の方法 國民學校修了者は國民職業指導所の紹介によらなければ雇入も就職も出来ないことに定めた。國民學校新規修了者の計画的な職業紹介は、昭和十四年度以降、厚生省で行政措置として行つて来たが、本令ではこれを法制化して、國民學校修了者の求人統制と職業指導の徹底を期したのである。

國民學校新規修了者を國民職業指導所の紹介で雇入れようとする者は、卒業の前年の九月三十日までに所轄の職業指導所に申込んで求人割當を受け、これによつて關係道府縣で紹介を受けることになる。

なほ、この職業紹介には、國民職業指導所が國民學校と緊密に連絡して智能や身體を周りに検査し、また職業相談をした上で、最も適した職業に就かせるやうに指導轉換するのである。

三、右の制限の例外 船員となる場合、日備または三十日以内の臨時傭の場合、農林・水産・畜産・養蠶業の雇入の場合（但し、農林・水産・畜産・養蠶業は除く）、個々の國民學校修了者の雇入につき國民職業指導所長の認可を受けた場合等（各第六條別表第六條）。

一般青壯年の雇入と就職の制限

一、一般青壯年の範囲 一般青壯年とは、十四年から四十年までの男子と十四年から二十五年までの女子である。但し技能者または國民學校修了者として取扱ふべき者は含まない。

二、制限の方法 一般青壯年の雇入と就職は、次の何れかによらなければならないことに定めた。従來の青少年雇入制限令では、男子は不急産業方面でも昭和十四年末現在の七割までの人員補充は自由とし、三割だけ節約させることにし、女子は料理店業、貸席業、娯樂場業、興行場業及び藝妓酌婦その他これに類する業務の雇入のみを制限し、なほ、それも同様に七割までの人員の補充を認められたに比べると、その制限は著しく強化された。

1 國民職業指導所の紹介による場合 國民職業指導所の紹介で一般青壯年を雇入れようとする者は、毎年各四半期分毎に、その期開始の前々月一日

までに申込みなければならない。但し不要不急方面の申込みは受理しない。また就職しようとする者は、國民職業指導所に申出て紹介を受けることが出来る。

2 縁故雇入人員の認可を受けた場合

指定工場の事業主、厚生大臣の指定した事業を営む者および厚生大臣の指定した者は、國民職業指導所の紹介によらないで、縁故で雇入れようとする一般青壯年の員數、雇入地域その他の事項について豫じめ國民職業指導所長の認可を受けて雇入ることが出来る。認可を受けることの出来る者は右の通り限定され、その申請は前號の求人申込と同様に、各四半期分を各期開始の前々月一日までに申込みなければならない。厚生省では全國の求人申込と雇入認可申請を取り纏め、勞務動員實施計畫と脱み合せ、雇入るべき員數を査定した上で、各國民職業指導所に割當通知と認可指令を發せさせるのである。

8 特定の一般青壯年の雇入と就職の認可を受けた場合

特別の事由ある場合には、雇入れようとする者と就職しようとする者が連署で國民職業指導所長に申請して認可を受け、雇入し就職することが出来る。前號の認可と異り、本號の認可は申請者の範圍が限定されてゐない。

三、右の制限の例外 退費、召集解除または徵用解除の場合に

三月以内に原職に復帰する場合、船員となる場合、農林・水産・畜産・養蠶業のため雇入する場合（各第六條別表第六條）、農林・水産・畜産・養蠶業の雇入の場合（但し、農林・水産・畜産・養蠶業は除く）、個々の國民學校修了者の雇入につき國民職業指導所長の認可を受けた場合等（各第六條別表第六條）。

三、供給勞務者の使用制限

本令では従業者の雇入と就職のほか、勞務供給業者の供給する従業者の使用も次のやうに制限した。

一、勞務供給事業を行ふ者から常に國民學校修了者や一般青壯年に該當する従業者の供給を受けて使用しようとする者は、使用員數について豫じめ所轄の國民職業指導所長の

認可を要する。勞務供給による従業者も戦時下には國家の必要とする方面に重點的に使用し、不急不用の方面に使用されることは出来るだけ避けなければならぬからである。なほ、この認可申請は、毎年度各四半期毎の分をその期開始の一月前までに申請することを要する。

二、技能者は勞務供給の契約に基づいて使用することは出来ない。技能者は戦時下極めて貴重な人的資源であるから、その技術技能または學識経験を十分に活用できる方面で働くことが要求されると共に、技能者は技術管理の點からも常備として活動して貰ふ方が適當であり、また必要であるからである。しかし、技能者中には職業の性質上、臨時的なものもあるもので、かやうなものは國民職業指導所長の認可を受けて使用できることにした(令第九條、規則第十一條、第十二條)。

四、その他の事項

一、認可の取消 本令または本令に基づいて發する命令による認可の申請について不正または虚偽の事實のあつた場合、例へば認可の申請書に虚偽の事實を記載した場合、認可申請に關し不正の手段を弄した場合には、國民職業指導所長は一旦與へた認可を取消することが出来る。

また國民職業指導所長が特に必要ありと認められた場合も同様である(令第十三條)。

ある(令第十三條)。

二、解雇と退職命令 右の技能者、國民學校修了者または一般青壯年の雇入と就職制限規定に違反する雇入または就職のあつた場合には、國民職業指導所長は雇入た者には解雇を、就職した者には退職を命ずることが出来る。前項の認可取消のあつた場合も同様である。これらの制限規定違反の雇入就職または認可取消された場合の雇入就職は、當然、國家總動員法第六條の違反として同法第三十六條第二號の罰則が適用されるが、この罰則の適用とは別に國民職業指導所長は、違法に雇入、就職した者の雇入關係を存続させないために解雇、退職を命ずることが出来る。そして、これに從はない場合には、重ねて國家總動員法第六條の違反となるのである(令第十三條)。

三、従業者名簿の備付と保存 技能者、國民學校修了者及び一般青壯年を常時五人以上雇入する者は、工場、事業場その他の従業者を雇入する場所毎に所定の様式の従業者名簿を備付け、その雇入、使用、解雇、退職に關する事項の記載を要する。但し工場または鑛業法の適用を受ける事業に使用される従業者については、職工名簿または鑛夫名簿で以て代へることが出来る。

職後二年間の保存を要する(令第十四條、規則第十四條)。

四、報告、臨検、検査 國民職業指導所の紹介または國民職業指導所長の許可を受けて(一)一般青壯年の個々認可の場合を除く、技能者、國民學校修了者、または一般青壯年を雇入した者は、従業者の異動状況を所定の様式で各四半期毎の分期經過後の一月以内に報告することを要する。また國民職業指導所長は、事業主その他の關係人から従業者の雇入、使用、解雇、就職及び退職に關し國家總動員法第三十一條の規定に基づいて諸般の報告をさせることが出来る。

また、厚生大臣、地方長官または國民職業指導所長は、従業者の雇入、使用、解雇、就職及び退職に關し關係の工場、事業場その他の場所を臨検し、業務の状況、帳簿書類を検査することが出来る(令第十四條、規則第十五條、第十六條、第十七條)。

五、通報 國民職業指導所長は、管轄区域内にある國または道府縣における従業者の雇入、使用または解雇につき所定様式による通報を關係官衙または道府縣に求めることが出来る(令第十七條、規則第十八條)。

六、罰則 本令のうち國家總動員法第六條に基づく命令に違反した者は、國家總動員法第三十六條の規定により一年以下の懲役または千圓以下の罰金に處せられ、本令第十五條の規定に基づく報告を怠り又は虚偽の報告をした者は、

同法第三十八條の規定により千圓以下の罰金に處せられ、

本令第十六條第一項の検査を拒み、妨げ又は忌避した者は、同法第四十二條の規定により六月以下の懲役または五百圓以下の罰金に處せられる。

七、經過規定 第四期における一般青壯年の雇入人員認可の申請期日は、その前年の十一月一日までであるが、昭和十七年一月十日から三月末日までの間に雇入れようとするものに限り、昭和十七年一月十日までとした。なほ、この期日までに右の申請をした者は、その申請に對する認可または不認可の處分のあるまでは、一般青壯年の雇入および就職制限に關する規定の適用を受けずに雇入ることが出来る(規則附則)。

八、その他 本令の施行と共に従業者移動防止令と青少年雇入制限令は廢止されたが、本令施行後も、その罰則の適用は、その効力をもち、また従業者移動防止令第五條の規定に違反する雇入をした者には、國民職業指導所長は同令第八條の規定によりその従業者の解雇を命じ得る。また本令で國民勞務手帳法施行令第八條第一項第一號が改正され、使用者は従業者が本令による認可を受けて退職する時または認可を受けて他に就職する時には、國民勞務手帳を留置することは出来なくなつた(令附則)。

昭和十七年度豫算の概要

大蔵省

大東亞戦争下、戦勝の目的達成を基調とする昭和十七年度豫算は、戦争遂行の直接の経費である臨時軍事費の追加を併せ、休會明けの第七十九回帝國議會に提出され、目下、慎重に審議されてゐるが、その編成の經過と内容の概要について説明しよう。

豫算編成の經過

本豫算の編成に際しては、まづその方針を閣議で決定するのが例である。昭和十七年度本豫算については、昨年七月八日、第二次近衛内閣で次ぎの方針が決定され、その後、第三次近衛内閣では七月二十五日、前内閣の方針を踏襲する旨の閣議決定をなし、政府ではこれに基づいて着々と豫算の編成を進めた。

昭和十七年度豫算編成方針

緊迫せる現下の諸情勢に對應し昭和十七年度豫算の編成方針はこれを次ぎの如く定めんとす

- 一、新規に計上すべき経費は國策遂行のため眞に緊急を要する事項に限るものとす
- 一、既定経費についても以上の觀點よりこれを再検討し徹底的削減を爲すものとす
- 一、資金、物資及び勞務供給の現状に鑑み豫算の編成に當りて資金、物資、勞務等の動員諸計費との合致に努むるものとす
- 一、軍事費以外の経費のうち重要政策に關するものについては國策の総合的遂行の見地において閣議においてこれを先議するものとす

しかしながら、昨年十月、更に内閣が更迭し東條内閣が成立するや、先の閣議決定に加へて日と共に緊迫化する諸情勢

を織込み慎重な検討を加へ、徹底的節約の勵行に努め、和戦何れの場合にあつても眞に必要なものに限りこれを計上し、他の経費は原則としてその計上を見合はすといふ措置を講じ、一般會計は昨年十二月九日、外地特別會計等の主要特別會計は本年一月七日に閣議決定を見た。

次に追加豫算については、義務的経費若くはこれに準ずるものの程度に限定された本豫算に對應し、大東亞戦争開始に伴ふ新情勢に即應するため、昨年十二月十九日、特に左記のやうな編成方針の閣議決定をなし、戦勝目的達成のため、必要缺くべからざるもので實行の可能性が明らかなものだけを對象とし、また各省の大蔵省に對する要求書提出を制限し、戦時下軍需主義豫算の速かなる成立に努める決意を明らかにした。

第七十九回帝國議會に提出すべき追加豫算の編成方針に關する件

第七十九回帝國議會に提出すべき追加豫算の編成方針に關しては直前せる現下の時局に鑑み、重點主義により物資、資金、勞務等の政府需要は、戦勝の目的達成のため必要缺くべからざるものこれを集中し、一般及び特別會計とも左記により直に實行に着手するものとす

一、追加豫算案は昭和十六年度分及び十七年度分の何れも、それ

ぞれ第一號のみとし、各省は大蔵省に對し本月二十四日までにその要求書を提出すること

二、追加豫算に計上すべき経費は、義務的経費又は左に掲ぐる經費にして眞に緊急性を有し、且つ實行可能性の確實なるものにこれを限ること

但し左に掲ぐる經費と雖も、急遽にその効果の實現を期待し難き施設、繼續的事業に在りても三ヶ年度以上の期間を経るに非ざればこれを完成すること能はざる施設については、その計上を見合はすこと

イ、軍事と密接不可分なる施設に要する經費

ロ、緊急有効なる防空に關する經費

ハ、國家總動員計畫の實施に缺くべからざる經費

ニ、食糧その他戰時最少限度の國民生活確保に關する經費

三、戦時緊要なる施設の實施に遺憾ならしむるため必要に應じ豫備費の増加を計上すること

關係當局では以上の趣旨に基づいて編成に異常な努力を盡し、本年一月十二日、一般會計と外地特別會計等の主要特別會計について追加豫算第一號の閣議内定を見、更に臨時軍事費の追加とこれに伴ふ一般會計及び特別會計の追加豫算第二號も一月二十四日の閣議を経て議會提出の運びとなつた。

帝國鐵道 二六五、〇〇〇
通信事業 六五、〇〇〇
計 五一四、九三三

であつて、前年度に比べて二億七千七百餘万圓の増加となつてゐる。なほ南洋廳特別會計からは前年度額に三十万圓を加へ、百万圓を一般會計に繰入れることになつてゐる。

最後に各特別會計の昭和十七年度における公債發行豫定額は

朝鮮總督府 一五六、七四〇
臺灣總督府 二〇、五〇〇
帝國鐵道 四五、〇〇〇
通信事業 三四、〇〇〇
政府出資 五七五、七四五
計 八三一、九八五

であつて、これに前に述べた一般會計の公債發行豫定額十五億二千六百二十七万七千餘圓を加算すれば、二十三億五千八百二十六万二千餘圓となるわけである。なほ上記特別會計の公債は全部事業公債であつて、歳入不足補填のためのいはゆる赤字公債は含まれてゐない。

臨時軍費

最後に戦争遂行の直接経費である臨時軍費特別會計豫算

について説明しよう。
本會計は前に述べたやうに年度の區分なく、第七十二回帝國議會で成立して以來追加を重ね、前議會までに累計二百八十九億三千五百餘万圓に達してゐるが、大東亞戦争の進展に伴ひ、更に追加を必要とするに至つたものである。
その歳入は

臨時軍費 一五、〇〇〇、〇〇〇
豫備費 三、〇〇〇、〇〇〇
計 一八、〇〇〇、〇〇〇
千圓

であり、その歳入は

公債金 二四、〇〇〇、四九九
他會計より受入 三、〇四〇、九三八
其ノ他 九五八、五六二
計 一八、〇〇〇、〇〇〇
千圓

である。
かくて昭和十七年度公債發行豫定総額は、百六十三億五千八百七十六万二千餘圓の巨額に達し、前年度發行豫定額に比べ二十三億八千三百餘万圓の増加となる。
一億國民は輝かしい陸海軍の大戦果と共にこれを銘記してその消化に國債報國の誠を盡されるやうに希望してやまな

大東亞戦争日誌

自昭和十六年一月十九日
至同 二月二十二日

一月十九日(月)

ビルマ方面 ▽陸軍部隊、カウメイダン附近の敵六百を潰滅せしめ、更にタウオイを完全占領。遺棄死體五百七十、俘虜百五十一、齒薬品、山砲二、機關銃一、銃器三二八、銃彈藥十萬發、その他多数。

スマトラ方面 ▽海軍航空部隊、索敵攻撃を實施。サバン港とメダン港の港灣施設ならびに敵船(三トント)一隻を爆破。

一月二十日

マレー方面 ▽陸軍航空部隊、シンガポールを空襲。軍事、政治中樞部、セレ

ター飛行機組立工場七ヶ所を爆撃。敵機ホーカー・ハリケーン七機を撃墜。

一月二十一日(水)
陸軍部隊、エンガウを完全占領。陸軍部隊、バクリおよびバレットスロン附近において敵獨立第四十五旅團を全滅。敵遺棄死體千八百十、俘虜千二百。齒薬品、野砲九、十センチ加農砲一、迫撃砲二十一、連射砲九、自動砲九、重機銃百五十一、小銃一千三百三十、輕裝中車二十九、自動貨車四百、乗用車十四、地雷二十四箱、その他多数。

マレー方面 ▽陸軍航空部隊、シンガポールを空襲。市街、中樞部、テナガー飛行場、セレーター工場地帯を猛爆。哨戒中の敵パツファロー戦闘機六機を撃墜。

▽海軍航空部隊、シンガポールを空襲。軍事、政治中樞部を猛爆。敵船一隻を爆撃。

一月二十一日(木)

一隻を大破。更にテナガー飛行場を爆撃。敵大型十一機を炎上爆破。挑戦の敵戦闘機スピットファイア一機を撃墜。

ボルネオ方面 ▽海軍航空部隊、十五日以來通日に亘りバリック、バボン(ボルネオ島)、マクツサル、パロボ、コロネダレ、ケンダリー(セレス島)、テルナテ、ラプハ(ルマタ島)、アンボン(セラム島)を攻撃。各基地施設を爆破し、敵十機を飛行艇を撃墜。

マレー方面 ▽海軍航空部隊、シンガポールを空襲(二十日と二十一日、地上の敵二十八機を大型機を撃破、十八機を撃墜、更に特務艦一隻を爆沈)。

スマトラ方面 ▽海軍航空部隊、スマトラ島方面を索敵攻撃。ベナン島附近において敵船(三トント)一隻を破壊。マブハンデリー港において敵船二隻(四千トントと六千トント)を爆沈。
▽海軍潜水艦、スマトラ、ジャバア方面において二十二日までに敵船十三隻(八千トント)を撃沈。

生活必需品讀本(一) 麥	二五〇	進め一億人に乗つて	二四九
生活必需品讀本(二) 雜穀	二五二	航空寫眞測量の話	二五八
生活必需品讀本(三) 味噌	二五三	歐洲大戦と國際航空路の變貌	二五八
生活必需品讀本(四) 味噌、醬油	二五三	航空と生活	二五八
青果物配給統制規則	二五四	ドイツ國民航空の現狀	二五八
決定された米價對策	二五四	海運の國家管理現勢	二六五
生活必需品讀本(五) 菓子	二五五	ラジオと電波管制	二七三
生活必需品讀本(六) 食用油	二五五	鐵道省關係	
飼料肥料の自給増産政策	二五七	帝都の地下鐵道	二四九
生活必需品讀本(七) 畜産品	二五七	鐵道の七十年	二六二
米穀管理の強化	二五八	改正される陸運統制令	二六五
生活必需品讀本(八) 魚類	二六〇	拓務省關係	
米穀管理の強化	二六〇	伸びゆく女子拓務訓練所	二五七
防空時の食糧問題	二六一	厚生省關係	
生活必需品讀本(九) 果	二六一	轉廢業者の進むべき路	二五一
我が國の食糧事情と緊急食糧對策	二六三	時局下國民心身鍛練運動	二五二
歐洲各國の戰時食糧政策	二六三	時局下國民心身鍛練運動	二五二
食糧品の關を無くしませう	二六四	實施された勞務手帳制	二五九
生活必需品讀本(十) 食肉	二六四	臨時下における勞務動員	二五九
米穀生産獎勵金の交付方法	二七〇	軍人授勳はどうかはなれてみるか	二六〇
決戦下の食糧問題	二七一	戦場を再考する人々	二六〇
買占、買横、抱合せ販賣等の禁止	二四九	戦場を再考する人々	二六〇
新らしく制定される國民生活用品	二五二	戦場を再考する人々	二六〇
時局と資源動員協力運動	二五二	戦場を再考する人々	二六〇
株式價格の統制について	二五三	戦場を再考する人々	二六〇
金屬製品に動員令下	二五七	戦場を再考する人々	二六〇
金屬製品に動員令下	二五七	戦場を再考する人々	二六〇
新商標の他各種商標の統制	二五七	戦場を再考する人々	二六〇
國際商標の確立	二五七	戦場を再考する人々	二六〇
國際商標と我が國の商標	二五七	戦場を再考する人々	二六〇
生活必需品讀本(十一) 特免	二六六	戦場を再考する人々	二六〇
生活必需品讀本(十二) 特免	二六六	戦場を再考する人々	二六〇
生活必需品讀本(十三) 特免	二六六	戦場を再考する人々	二六〇
生活必需品讀本(十四) 特免	二六六	戦場を再考する人々	二六〇
選省關係	二七〇	戦場を再考する人々	二六〇
選省關係	二七〇	戦場を再考する人々	二六〇

目種業營
森信自傷運海火
動
林用車害送上災

- 所業營方地**
- 北海道
 - 大 阪
 - 福 岡
 - 新 京
 - 北 京
 - 天 津
 - 仙 臺
 - 神 戸
 - 京 城
 - 奉 天
 - 青 島
 - 横 濱
 - 名 古 屋
 - 台 北
 - 上 海
 - 其他各地

日産火災海上保險株式會社

本社 東京市麴町區丸ノ内二丁目十八番地

社長	伊谷 吹
副社長	神谷 千
取締役	宇原 義
取締役	小平 豐
取締役	藤吉 同
取締役	石川 一
取締役	藤田 政
取締役	川 郎
取締役	田村 三
取締役	山田 敬
取締役	下河邊 二
取締役	石川 義
取締役	川 義
取締役	田村 良
取締役	川 末
取締役	川 松
取締役	川 介

編輯局報情

週報

號日一十月二

大東亞戰爭と教育

技術院の誕生
共榮圈への教育職員派遣
汎米外相會議の歸趨

マレー半島の席卷
大東亞海の制壓

279號

昭和十七年十月十一日
昭和十七年二月十一日
第三種郵便物認可
（毎週一回水曜日發行）

五錢

週報は民翼の道しるべ



勝つために
国民貯蓄

國民貯蓄獎勵局
生命保險社會協會

（判LA51格規定國はさき大の資本）